

八尾春雄議員 平成 25 年 9 月議会一般質問

9 月 11 日

(議長) 休憩を解き、再開します。

次に、12 番、八尾君の発言を許します。

12 番、八尾君！

(八尾議員) 12 番、八尾春雄でございます。質問に入ります前に、オリンピックの東京開催の件で、他の議員からもコメントがございましたので少しお話をしたいと思います。

共産党は I O C の総会で 2020 年の東京オリンピックの開催が決まったということは尊重するという、こういう立場でございます。ただ、国民や都民の生活、環境と調和のとれた無理のない取り組みを進めることが重要だということが 1 点と、外国からの委員さんから汚染水問題が取り上げられたときに安倍総理大臣はどのように答えたか。「状況はコントロールされている。健康問題についても今でも将来も全く問題ない。完全に問題のないものにするために抜本的解決に向けたプログラムを私が責任を持って決定し、既に着手している」というふうに言っているわけです。狭い湾の中に汚染水は閉じ込められているので、心配ないということを全世界に向かって発信したわけであります。このことを聞かれた被災地で、ほんまかいなと、今でも汚染水が漏れ出しているのではないかということのみなが心配していると。事実政府関係者の中からも今日の新聞によりますと出てますということが言われているわけです。それでウソついたなという追及をするのがいいのかなと思いましたが、共産党はそこは判断をいたしまして、世界に向かって約束をしたのだから約束どおり守ってもらいましょう、2020 年までにしっかりと放射能漏れがないと、心配ないという状況をつくるまで政府が責任を持ってやれということを申し上げたのでございます。そのことだけ紹介をしておきます。

一般質問でございます。長文でございますが、大事なところでございますので読み上げます。

(1) 広陵町地区計画内における建築物の制限に関する条例第 4 条の改定を求める請願が出ておりますが、このことに関して町の基本的な認識をお示し願います。

請願を議会が採択するか否かは、議会の判断によることであるのは当然であります。その上で、請願内容とその取り扱いに関する町長の基本的な認識を明らかにしていただきたいわけであります。

①適用範囲を真美ヶ丘・みささぎ台地区に指定しています。限定をしているわけです。条例の構造上、別表 2 において、個別の地区計画の中に盛り込むべき内容ではないのか。そして同 4 条では、第 2 項、第 3 項において、例外規定を設けて網羅的に対応することを定めており、これらの規定を有効に活用すべきではないのかと考えますがいかがでしょうか。

②この条例は第1条において、建築基準法（以下「法」というふうに呼びます）第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法第12条4第1項第1号に規定する地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすると定め、さらに第2条において、この条例における用語の意義は、法、ですから建築基準法ですね、建築基準法施行令の定めるところによると条例の中で定めているわけでありまして。ところが今回の改定案では、これらの法律や施行令によらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を持ち出して、条例の中に持ち込もうとしているわけでありまして。これでは、法律上不整合を来す危険があるのではないかと。条例の条文はあくまで建築基準法、都市計画法、建築基準法施行令を準用したものにしておく必要があると考えるものですが、いかがでしょうか。

③平成24年9月26日締結された広陵町長平岡仁氏と保護者代表陸田八郎氏との確認書によれば、障害者が地区計画指定区域内に居住する住居（障害者本人及びその保護者が所有する住居を原則とする）となっています。ですから、これは既存の一戸建て住宅を限定しているものであります。そしてそこに障害者が住んでいるということを前提にしているものであります。町長が交代してもこの確認書が有効であることは疑いの余地はありません。ところが改定案では、既存一戸建て住宅、障害者本人及びその保護者が所有する住居を原則ということに限定をしないで、更地にこれから建設する場合や既存の一戸建て住宅の用途を変更する場合も可能なように改定をするものになっております。これでは確認書の内容を一方の当事者が破棄するに等しいことになるのではないかと心配をしているわけでありまして。町長はこのことをどのように認識しておられるのでしょうか。

以上が1番目の質問でございます。

2番目、大字広瀬の資材置き場に関する件であります。

大字広瀬において、農地を資材置き場に転用していながら、実際には工場・作業場のようになっている事例があることを7月議会で指摘をしております。排水が近隣の土地所有者や農業従事者に迷惑になっていないか調査をしてもらいたいとも要望をしておりますが、調査の結果と今後の対応について明確にしていきたいわけでありまして。

①農業委員会への転用届以降の6カ月後、12カ月後の利用実態を把握する仕組みが必要なのではないか。また業種によっては、隣地の同意や大字区長（自治会長）への周知を義務づけることが必要ではないか。

②県との連絡調整は行ったのか。その結果はどのようなものであったか。

③周辺住民や農業従事者に対して不安が生じないように、この事案の報告をきちんと行っていただきたいということでもあります。

質問事項の3であります。

障害者福祉サービスに関する件であります。

障害者福祉サービスに関する件で、利用者と事業者の間で利用できるサービスと利用で

きないサービスの境界について不一致が生じた場合の町長の対応についてであります。

①町が具体的な基準を書面で示し、円満な関係を築くことに取り組むべきが前提と考えるがどうか。また障害者の介添人との調整でなく、障害者本人との調整によらざるを得ない場合には、障害者の自宅に職員がみずから出向いて丁寧に説明する配慮も要るのではないか。さわやかホールへの来庁は基本的に要請すべきではないと考えるがいかでしょうか。

②上記の調整ができなかった場合には、県社会福祉協議会において、奈良県運営適正化委員会にあっせんを要請することができるとされております。同委員会は障害者の立場に立って問題解決に当たるのではなく、障害者と事業者との間での問題について、公正・中立の第三者機関として機能するとされています。適正化委員会が町に関係者の会議を開催をして、問題を解決するように求めた場合、具体的な調整をこの会議で行うのには無理があるのではないのでしょうか。町職員が別途あらかじめ上記①の話し合いで確認できた内容をその後の関係者の会議に提案し、合意を得るものでなければ障害者本人の衝撃は相当なものになるのではないかと心配をしております。

③事業者が利用者に対して調整のため、1カ月の猶予が欲しいと連絡後、実際には3カ月間サービスの提供を怠っている事例がございます。事業者の債務不履行ではないか。今後どのように指導をされますか。

④夫が65歳以上で障害者の妻が65歳未満、二人の暮らしでございますが、この場合、軽度生活援助事業の適用範囲に加えることはできないのでしょうか。

質問事項4でございます。

介護保険要支援1・2の被保険者の今後についてでございます。

去る平成25年8月6日に発表された政府の社会保障制度改革国民会議がまとめた最終報告書によれば、介護保険要支援1・2の被保険者154万人とのことでございますが、保険給付外しを明確にしております。抽出をしておりますので読み上げます。

同報告書29ページには、「地域支援事業については、地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効率的な事業、地域包括推進事業として再構築するとともに、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実業に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきである。」

①広陵町では、今回明らかにされた平成24年度事務実績報告書、139ページにおいて、65歳以上の人口は7,039人、うち認定者数は1,160人であり、介護保険が利用できるのは16.5%にすぎません。また、上記最終報告書が示したように、要支援1,132人、要支援2,223人を新たな地域包括推進事業に段階的に移行するとなれば、財政力のある自治体とそうでない自治体間で受けられるサービスが異なることになってしまいます。広陵町ではどのようにする計画であるのか、お示しを願います。

②こうした介護保険外しは、配偶者や子供の世代の負担がふえることになりかねません。

その上、年金から勝手に保険料が天引きされているのにサービスが満足に使える不満がさらに増大し、制度に対する信頼をさらに損なうことになるのではないかと。どのように対応されるおつもりでしょう。

③国の悪政に対して、周辺自治体とも協議し、大いに意見を発信していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

質問事項の5でございませう。

子育て支援教室の改善について、ニーズ調査を実施する、7月議会でそのように答弁がありました。

男女共同参画社会の実現は待ったなしの課題でございませう。今議会では、体制変更の企画部の中に男女共同参画担当者を配置する提案がなされておられます。この担当者は専任か、それとも兼任か。兼任であれば男女共同参画事業についてどの程度を割く予定なのか、お示しを願ひませう。

ニーズ調査の段取りについて説明をお願いします。先ほどの質問で、この子育ての会議の結論とは別個に対応するというような御答弁がありましたので、どうされるおつもりなのか、お示しを願ひませう。

以上でございませう。よろしく願ひいたします。

(議長) ただいまの質問に対しまして、答弁をお願いします。山村町長！

(山村町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず**1番目の地区計画条例の改定を求める請願に関して**でございませう。

答弁でございませうが、「広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」第4条の改定を求める請願に関して、町の考えはどうかと三つの御質問をいただきました。

まず一つ目として、区域適用範囲は個別の地区計画の中に盛り込むべきであり、また、条例第4条の第2項、第3項の規定を活用すべきではないかとの御質問ですが、議員お考えのように地区計画は、地区の要望を受け、地区の特性に応じてきめ細かな一定のルールを定め、計画的なまちづくりを行うこととされており、それぞれの地区ごとに地区計画の方針、地区整備計画を定め、制限を加えています。

現在、定めている真美ヶ丘地区の地区計画制定区域内での建物用途は、低層一戸建て住宅地区となっており、制限ではグループホームは建築基準法上、共同住宅または寄宿舎の扱いとなっていますので、建設はできないこととなっています。

町に出された障害児・者を持つ保護者の方からの要望書には、「子供たちも生まれ育った広陵町で一生暮らす予定です」とあります。町と保護者の方と交わした確認書にも広陵町で生涯住み続けていただくように、町の責務として責任を持って支援させていただくこととなっております。

このような事案が出てきた場合は、条例第4条第2項で、「町長が当該地区整備計画区域内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない」、また第3項では、「町長は前項の規定によ

る許可をする場合においてはあらかじめ広陵町都市計画審議会の同意を得なければならない」と明記されておりますので、これらの規定を活用しながら広陵町で生涯住み続けていただけるよう努めていきたいと考えます。

次に、二つ目の御質問ですが、議会に出された請願書の内容は、把握はいたしておりませんが、質問書の内容を整理しますと、「広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」は建築基準法、建築基準法施行令や都市計画法の規定により定められ、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保し、もって公共の福祉に寄与することを目的とするようになっており、あくまで地区計画は建築物等に関する制限となっております。八尾議員御質問の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の目的及び基本理念は、障害者及び障害児の障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を共有するなどの国民が相互の人格と個性を尊重する等の内容となっております。

法律は法律として相互に関連する場合は、適用の仕方が示されるもので、条例に盛り込むことは無理があるのではと理解しております。

次に三つ目の御質問ですが、平成 24 年 9 月 26 日に広陵町と広陵町に居住する障害者の保護者間で、障害者の幸せと福祉の向上のため、町が責務として責任を持って支援し、対処するという確認書をもって御理解を得たところでございます。

結論を申しますと、私は障害をお持ちの方や、その保護者の方も含め、また他の社会的弱者と言われている方にも温かい手を差し伸べるまちでありたいと考えています。そのための支援については、行政の責務であり、個々具体的に協議の上、解決に努めたいと存じます。

引き続き、保護者の皆様との懇談会を開催しながら問題点などを共有してまいりたいと考えます。

2番目の広瀬の資材置き場に関する件でございます。

答弁でございますが、大字広瀬の資材置き場に関する件で 3 点の御質問ですが、一つ目の農業委員会への転用以降の 6 カ月後、12 カ月後の利用実態を把握する仕組みが必要ではないか。また業種によっては隣地の同意や大字区長への周知を義務づけてはとの質問ですが、7月の第2回定例会でもお答えしましたとおり、農地転用の許可を受けた農地につきましては、過去には転用分において書面での完了報告の提出は求めておらず、現在は農業委員会を経由して県に完了報告の提出をすることになっております。

これ以降、この土地について農地性がなくなっていることから転用完了とみなしているものであります。このことから農地転用が完了した土地につきましては、農地法の適用は受けなため、以後の利用実態を農業委員会として調査確認することはありません。

なお、隣地の同意及び地元水利組合長の同意は、転用の目的や事業者の業種を問わず、全ての農地転用の申請時に添付を求めております。

また、区長・自治会長への周知につきましては、特に書面の提出を求めておりませんが、地元への声かけ等は事前に行うよう指導をしています。提案していただいた内容は、今月

開催予定の農業委員会に課題として報告し、検討していただくよう依頼をさせていただきます。

次の②ですが、県との連絡調整の有無とその結果はどの御質問ですが、関係する農業、環境の担当者として現場確認を行いました。

その土地の一部に金属類のようなものが置かれている状況でありましたので、県廃棄物対策課に状況報告を行い、その結果で本社は大阪にある建築解体業者が奈良地域におけるヤードとして管理していることが確認できました。県の回答では、廃棄物処理としての届け出はなく、金属類であり「有価物」としての扱いであることから廃棄物とはならないということです。今後も留意しつつ見守っていくということで確認がとれております。

最後の③周辺住民への農業従事者への周知ですが、直接町への相談は受けておりませんが、本件に関し、地域に不安が生じないように適時対応してまいりたいと考えます。

3番目、障害福祉サービスに関する件でございます。

障害福祉施策は、平成15年度から障害者の自己選択・自己決定を前提としたノーマライゼーション理念に基づいて導入された支援費制度により、従前の措置制度から利用者と事業所が契約によりサービスを利用できるよう充実が図られ、障害者自立支援法の制定、改正を経て、現在の障害者総合支援法に位置づけられています。

サービス利用までの流れといたしましては、利用者から支給申請が行われると現在の生活や障害の状況について聞き取り調査を実施し、必要に応じ葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会において障害程度区分を認定いたします。

サービス決定に当たり、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案をもとに、利用者の介護や居住の状況、サービスの利用意向を勘案し、サービス利用に必要な受給者証を発行させていただきます。利用者はその発行を受け、利用する事業者を選択し、利用に関する契約を締結後、サービスの利用を開始していただきます。

奈良県運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情などを適切に解決するために福祉サービス提供者と利用者側の話し合いの場を設定し、解決方法を提案し、あっせんを行う中立公正な第三者機関として奈良県社会福祉協議会に設置されています。

次に、軽度生活援助事業の適用範囲についての御質問ですが、本事業は、軽度な日常生活上の援助を必要とする在宅のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、軽度な日常生活上の援助を行う者を派遣することにより、要介護状態の進行を防止し、自立した生活が営まれることを目的としております。また、本事業を広陵町シルバー人材センターに委託することにより、高齢者の勤労の場の提供と助け合いの観点からも本事業を推進しております。

サービス内容については、利用者の状況が変わることもあるため、有効期限時のモニタリング調査や利用者からの随時の申請により、利用者と相談し、希望を考慮して指定特定相談支援事業者がケアプランを作成します。今後とも利用者の立場に立った対応をしてまいります。

4 番目、介護保険要支援 1・2 の被保険者の今後についてのお尋ねでございます。

現在、国における介護保険制度改革の動向としましては、平成 25 年 8 月 6 日に発表された社会保障制度改革国民会議報告書を受け、平成 25 年 8 月 21 日に社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく、法制上の措置の骨子について閣議決定されたところです。

この国民会議報告書の中に、要支援者に対する介護予防給付について、身体機能の維持改善・生活援助の支援者の受け皿を確保しながら、新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである旨、介護保険給付と地域支援事業のあり方の見直しが提唱されているところです。

今後実施主体となる市町村に対して、具体的な制度設計が示されることになると考えておりますが、町としては制度に対する信頼を損なうことのないよう、迅速な対応ができるよう、国の動向等最新情報の収集、県との協議、周辺自治体との情報交換等に努めるとともにサービスの低下を招くことのないように最善の努力をしてまいりたいと思っております。

5 つ目の子育て支援教室の改善についてニーズ調査を実施するとの答弁についての御質問でございます。

男女共同参画に関する事務につきましては、現在は総務課において所掌しておりますが、今議会で提案させていただいており、新たに企画部を設け、男女共同参画への取り組みを前進させることとしております。担当職員につきましては、兼任を考えていますが、男女共同参画に関する計画の策定も視野に入れ、複数による担当者を置くなど、より充実させたいと考えております。

男女共同参画は、単独の部署だけでなく、関係部署が連携をとりながら取り組むことが必要であり、これらの取りまとめを企画部で行い、男女が喜びも責任も分かち合い、その能力、個性を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指します。

次に、ニーズ調査につきましては、平成 25 年 7 月 26 日に開催されました、国の「子ども・子育て会議（第 5 回）」において、基本指針（案）等について検討がなされ、あわせて調査票のイメージについても検討がなされたところです。

これを受けて 8 月 6 日に都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て担当部局に、子ども・子育て支援法に基づく基本指針等について説明会が催され、同時に調査票（案）が示されたところです。現在、本町では委託業者の選定に向け、準備を進めていますが、対象としては就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者で各 1,000 件を予定しております。

10 月中旬には、ニーズ調査票の配布を行い、年内には回収し、1 月以降に分析の作業を行ってまいりたいと考えております。

また、10 月に機構改革を行い、福祉部に子育て支援課を新たに設置し、子ども・子育てについて総合的な支援が行えるよう準備を進めているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

（議長） それでは、問い 1 に対しまして、2 回目の質問を受けます。12 番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございます。

私が申し上げたことと大体認識が一致しておるなということで確信を持ちました。

それで、今回、請願が採択されるのか、採択されないのかはこの後の議会の議論ですから私はわかりませんが、もし採択された場合には取り扱いとしては議長から町長宛てにこういう請願を採択しましたから尊重してくださいねというので町長のほうに届くと。そのときに、いや、後からちょっとこれは難しいのと違うかと、難しいというのは政策に合わないんじゃないかと、法律の組み立てからいって難しいのではないかとというのがあるとまずいので申し上げたわけでありませう。

それで私、きょう、八尾議員一般質問参考資料というふうに書いてあるものをお配りしているの、それを見ていただいたらよろしいかと思います。

その請願では、この第4条の末尾に追加をしてくれというんですな。「ただし真美ヶ丘・みささぎ台地区に居住する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一戸建てのグループホームは除く」とこの文言を追加せよということですから、そのとおり追加をいたしております。ところがこの条例でございますが、上に用語の定義というので第2条がありますね。この条例における用語の意義は、法、だから建築基準法です、及び建築基準法施行令の定めるところによるということを書いておきながら、第4条の末尾に当たっては急に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一戸建てという、別の法律の規定を持ち込んで認めてほしいという内容になっているわけです。これは町長の答弁のとおり無理があるというふうに思います。地区計画そのものについてもあくまで都市計画法、建築基準法、あるいは施行令という、その概念の中でやられるべきだというふうに思っております。

それから、このグループホームは除くと、最後のところのただし書きがあつて除くと書いてあるんですけども、何からこれを除くのかわからんのです。末尾につけると言うからこういうふうな文章上になってしまうのです。だから、一戸建てのグループホームが建築可能なようにしてほしい、そういう文言に修正してほしいというような請願と違うんです。条例の第4条の末尾に具体的に文言を指定して、この指定した内容で入れてほしいというふうになっているものですから、相当に無理があるなというふうに私も思っているわけです。法律とか条例の組み立てからいって、その条例の中にこの用語の規定は、この法律で行う、この条例で行うというふうなうたっておきながら、別の法律を我が広陵町の例規の中で定めている事例はありますか。

(議長) 植村事業部長！

(植村事業部長) 今の八尾議員の御質問ですが、先ほど町長がお答えしましたように建築基準法、都市計画法の中で地区計画を定めております。この町条例の4条第2項、第3項につきましても、県とも協議をいたしております。先ほど町長がお答えしましたように、法律と法律が重なって、その適用は無理があるというお答えをしたとおりでございます。

なお、県のほうにも事前にはこの条例の制定につきましては、県の建築課なりも協議は

いたしております。ここの都市計画法、建築基準法の中に障害者自立支援法などの記載があれば、そういう法律に基づいて土木の建築、それと福祉のほうと連携を持ってしていかなければなりません。この都市計画法上、建築基準法上においては整合性がないので、やはりこれはあくまでまちづくり、地区計画建築、建物に関する制限であると認識しております。ほかの法律と重なり合ったものがあるのかということの御質問ですが、私は存じ上げません。以上でございます。

(議長) 12番、八尾君！3回目でございます。

(八尾議員) それで、今お示しをした裏に平成24年9月26日付の確認書というのがあります。全体を通して、印象ですが、条例の条文にこの内容を加えてほしいというのは、担保が欲しいと。町は努力するとか、私はわかっているとか、協議するとか、いろいろ言っているけれども、本当かいなど。やらへんのと違うか(やらないのではないかと)。都計審で了解とるって言っているけれども、都計審があかんと言ったらあかんのと違うんかい(だめなのではないかと)。そんなのを認められるかいというようなことを考えておられるのかなというふうに私は感じたわけです。グループホームは、これまで私たちが知ったように建築基準法上は寄宿舎というふうになりますから、見てくれも、あるいは家の構造も玄関が一つで、トイレが一つで、お風呂が一つで、ダイニングが一つでいろんな機能が一戸建ての家についていますけれども、それがずっと一つで一戸建てと変わりがないと。お部屋が3部屋か4部屋ありまして、それぞれの部屋に個々の方がお住まいになっている。だから、昔風でいえば居候(いそうろう)ですわな。ただ、障害者福祉の制度を使おうとしたら一戸建ての建物というものの用途を障害者福祉の施設というふうに変更しないと援助が受けられないのではないかとというふうに私は理解しているんですね。実態は、だから建物の構造は全く一戸建てなんです。自治会などで相談をしまして、他の奈良市のほうの実例などを見ていきますと、中身は一戸建てで何も問題ないと、問題にするほうが問題ではないのかというぐらいの話になっているわけです。健常者と障害者の方の共生をという流れに沿って、それぞれの地域で、それぞれごく普通にお掃除の日があれば一緒に出て掃除をするし、運動会があれば一緒に行くしということをやって、私は特に問題というのを感じていないんですけれども、そういうふうになっていて、町長の答弁のとおり、この第4条の2項、3項で例外規定ということで、この地区計画、その範囲内で外しましょうということで、ちゃんとできるのではないかと、これまでも説明をされておるんですが、何かそれに不信があるということになると、町の幹部職員の誰かが何かうそでもついているぞとか、違うことを言っているのかなと思ったりするんですけれども、私はそんなことはないんじゃないかと思っております。ぜひ、現在住んでおられる障害を持っておられる方が引き続き、建築基準法による一戸建てという中で引き続きここで生活ができるように、仮に用途が変更になるにしても、それはあくまで書類上の用途の変更だけでありまして、それ以外の附属したものも少しあるかもしれませんが、建物の構造は何ら変わりが無いわけだから、引き続き住めるようにしてほしいなあと、こういうことを私も思ってお

るわけでありませう。

そうすると確認書を取り交わした相手さんに確認書を結んだ内容と今回の内容だったら更地でも建てられるようになっているわけですから、あるいは一戸建てが売りに出されたと。それを取得しまして、それをグループホームにするわと、これもこの改正だったらいけるようになっちゃうわけですから、これは違うわけですね、確認書の内容と今回の請願の内容と違うわけですね。だから、それはちゃんとこの第4条の2項、3項を用いることによってできるんですよということを丁寧に説明していただく必要があるんじゃないかと。

それから高齢者の場合の話、これは実際にある話ですけれども、私、82歳のひとり暮らしのばあちゃんがちょっと話あるから来てくれと、何やらなど、ひとり暮らしをするのが心配やからお友達で90歳のばあちゃんがおるねんと、あんた一緒に住まへんかと、こう言うてるわけですよ。ほんで「八尾さんもちょっと一緒に住めと言ってよ」と、いや、それは私はよう言わんけど。今回のこのグループホームにしても高齢者のそういう一緒に住もうかというような話にしても、これからいろいろ世の中が変わり、法律が変わったりして、新しい建築基準法が追いつかないような新しい住まいの仕方というのが出てくるんじゃないかと。そのときに、一つ一つ、いや、高齢者の場合はこうしましょうと行って、また条例を入れましょうとか、この場合は、これまた条例を入れましょうとかいうふうにやっていたらもう追いつかんわけですね。だから、これは、例外規定を上手に活用して、周辺住民の方や関係者にも了解が得られるようにちゃんと説明をしていただく必要があるんですが、その説明が私は町は努力されたと思いますが、まだ徹底していないんじゃないかと、こういう印象を持ちました。坂口議員にも説明が不足しているんじゃないかと思ひます。彼は意図的に理解していないのかもしれませんが、よくわかりませんけれども。けど、そういうところを特に請願を出された皆さん方に町の責任において町の考え方ときちんと説明をすると。そのときに、実際に地区計画が既に普及をされまして、親が死んじゃったと、いよいよグループホームにせなあかんというときに、出す申請書の内容がわからないと厳密にはいいとか、悪いとかできませんわな、先の話だからね。けども、概略的にでも構いませんから心配ないんですよと、皆さんのお力になりますよということをもうちよつと信用していただけるように、丁寧に説明していただく必要があるんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか、その点。

(議長) 答弁。 植村事業部長！

(植村事業部長) 今まで3回、障害者の保護者の皆様とお話をさせていただいて、親切な回答をしたつもりでございますが、やはり地区計画とは何かというところからの質問で、「ああ、そうだったんですか」と、「ええ、そんなことになっているんですか」、「今後ともそのような話があれば、またお話を聞かせてください」とか、そういう会話でございました。最終的にこの確認書を交わしていただくということに至ったときには、この陸田氏からは、その確認書の内容の要望内容を受け、当時のこの福祉部長、池端部長とも中身を精査して、それよりも要望書よりも重たい町の責務であるといった内容をここに付けさせて

いただきました。これはあくまで地区計画区域内に関するところの確認書でございますので、そういったことで町としてはやはり障害者をお持ちの保護者の方に安心して住んでいただけるまちであるといったようなところで、この確認書を交わしている。それは大変、私は担当としては重い責務であるという認識はしております。

それと先ほど他の奈良市の事例を挙げていただき、八尾議員から紹介をしていただきました。そういったところで、その奈良市における住宅地内、そこは地区計画を定めておりませんが、そこにはやはり自主建築協定という、町内会で建築、民間であるのか、公営であるのか、開発区域ですけれども、住宅地であります、そういう協定の中で一戸建て空き家ができて、その建物を何も改造せず、そこに奈良市にある支援団体の方が、そこに障害児のお子様を5名住まわせております。その施設の担当者にも私も確認をさせていただいて、現場も確認してお話も聞かせていただきました。そこは一戸建てであるために何ら外観は何もさわっておりません。身体の障害ではないので、リフォーム等の中身もさわっていないと、何ら建築法上、問題のない既存の一戸建ての住宅地でございます。そこに昼間は近くの支援施設でパン屋さんですかね、そういった作業をして、夜はそこでセンターの担当の方と5人とお住まいをしていると。男の子ばかりでございました。5名で住んでいると。そこに施設の担当の方に、この地域で何か失礼な話ですけれども、問題等は起きなかったですかという確認をさせていただいたところ、その団体については地域では理解を得ていますので、この地域におけるお住まいについては何ら問題はありませんでした。ああ、そうですかということで、また何かあれば、またお聞かせいただきたいということで、現地のほうを確認はしております。

それとちょっと情報をいただきまして、他府県においても、このグループホーム等の問題は、大きな問題となってきております。それは7月の議会における坂口議員の質問においても障害者差別、人権を共生できるまちづくりというか、日本づくりをするんだというような法律ができて、そこでも答弁させていただいたように、やはり重い法律であるというところの認識の中で、このグループホームにおいて一戸建て住宅と扱うという他府県の建築の担当の県がございます。そこについては、私も担当がもう少し研究をして、奈良県においてもそういったことが可能になるように町として全力を挙げて、このグループホームがそこでお住まいの障害者の方は一生要望のとおり、一生住み続けていけるような仕組みにしていきたいと考えておりますので、答弁とさせていただきます。以上でございます。

(議長) 次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) ありがとうございます。また、今の情報も詳しく教えてください。

二つ目でございます。

大字広瀬の作業所ですが、調べていただきましてありがとうございました。それで、実際には私は近くで田んぼをしている、農業をされている方からの御相談がありまして、排水がにごっているということで直接本当だったらすぐに困るのではないかと苦情を言え

いものが、ちょっと相手は何者だかわからないという恐怖感があったようで、お願いをしたものでございます。そういうことで、今度農業委員会に課題として報告し、検討をさせていただくよう依頼するというふうに言っていただきましたので、早速御相談があった方に対して、具体的に中身を、ここでこういう問題があるんやということが明確に指し示すことができるように段取りをしたいなというふうに思っております。

それで連絡のことだとか、県との協議とかというようなことでいろいろ答弁をいただいたんですが、この地元にそういうこれまでとは全く違った土地の使い方とする場合、引っ越し、例えば住宅地の中に引っ越したら、今度隣に越してきました田中でございますと、前は大阪のどこそこにおりましたがよろしくお願ひしますと、挨拶をするんですが、なかなかそういうことまでいかない業者さんもおられるわけです。常識の範囲かもしれませんが、義務とまでは言えないということになるわけで、そういう点でどういう業者さんで何をしておられるのかということ、例えば困ったという人が町の例えば農業委員会に行きましたら、そのことでしたら、こういうことですよということに直ちに対応できるようにしていただいたら、時間的な経過も省けるんじゃないかと思うんですが、そういう点はどうか。農業委員会では、一旦こういうふうにしたら、あとはできないよというふうになっているようですけれども、そこまではできませんか。そのことも提起をしたらよろしいんでしょうか、どうでしょう。

(議長) 池端生活部長！

(池端生活部長) お答えをいたします。

農業委員会でのことなんですけれども、もちろんそういう事例がございましたら、農業委員会、窓口がわからんということでありましたら農業委員会でもいろんな苦情とか、特に今回の水路のところに油状のものが浮いておるとか、そういうことに関しまして、生活環境課、どこでも結構でございます。まず御一報をいただきましたら、今の場合でも農業委員会にいただいた場合については、これこれそういうことだということであれば内部で所管のところへ連絡をさせていただきますして、すぐ現場へ走っております。なかなか議員、いろいろなことがあって、ここでこんながあるよということで町のほうに情報といひますか、そういうふうな形でお知らせをいただいております。ありがとうございます。直接的には、やはり行き違いがあったらあきませんので、なかなか今であれば広瀬のお方、名前が出たら要らんとかという事情があろうかと思っておりますけれども、私どもその辺は配慮をさせていただきますので、直接お話をさせていただきますれば一番早いかなと思っております。そういうところで認識をしておりますので事業部、生活部、どこの部でも皆一緒ですけれども、今回もそういうような形でここ対応させていただきました。参考までにぱっと見たら素人目には確かに水路に油が浮いておると、その油が鉱物性のものであるのか、植物性のものであるのか、それはわかりませんが、県の景観保全センターのほうに早速に連絡をさせていただきますして、水も一定量持って帰って分析というところで対応をさせていただきます。これは自然界に存在する鉄バクテリアというようなもので、これについて

は無害なものであるということで広瀬の地元のほうにも一応お知らせはしております。なかなか原因というのは、すぐに行かんとわかりにくいこともありますので、そのような形で対応を今後も対応させていただけたらと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(議長) 12番、八尾君！3回目の質問です。

(八尾議員) 2番目の答弁はそれで結構でございますので、できるだけ早く私が代行するより、御本人が直接リアルに語っていただけるように段取りをしたいと思います。

3番目でございます。

答弁していただいたとおりになんですが、実際困ってしまったのは、この方は実は具体的な方があるんですが、県の社会福祉協議会の適正化委員会に相談を持ち込まれましたところ、その適正化委員会の側から町に対して、利用できるサービスとそうでないサービスに本人のところに理解されていないところがあるので、調整会議を開いてもらえないかというので開きまして、そこに精神の障害者なんですが、一人で呼び出された。相手は7人おったというんです。いろいろ私はこういうことをお願いしたいんやと言うたら、それは決まりごとでこうなっています、ああなっています、どうなっていますと言うて、ずっと否定され続けた。せっかく10年間闘病生活を送って、何とか回復できるかなと思ってたのに、そんなことになって困ったんやという相談を受けたんですよ。その後いろいろ調整して、そうしたら呼び出されたんだったら、もう逆にしませんかと。福祉課の課長さんにちょっと来てもらいますがな。課長さんと女性の職員さん2人合わせて3人さんに御自宅まで来ていただいて、それであなたが利用できるサービスはこれですよと、これは申しわけないですけどもできないんですと説明したらわかりましたと言いはったんです。だから、そんな大層な会議をやらんでもうまくいく事例だと思うんですね。その場合に、本人は車も運転できないから、わざわざタクシーを使って行ったというようなことがあるので、だからこれはやっぱり町が他の税金の滞納者とかいろいろ困難を抱えておられる方と同じ発想ですわ。お困りの方があつたらいつでも言ってくださいとお話伺いますからとっていったらいい話ですね。ついでに話を聞いていたら、例えば話し相手になってほしいというのがあるです。例えば家のお洗濯、本人のお洗濯ですよ、それから本人の料理ですよ、こんなだったら認められますわな。けども本人が言っているのは、その作業をしている間に、きょうはいい天気ねとか、きのうはどうしてたのと、普通の話をしたいと、そんなんもあるですよ。けど、これはサービスの中に会話ってないでしょ。対話ってないんですよ、本当に。けど対話せざるを得ないでしょ、人間と人間との接点だから。けどそれが大事なところで、これまで例えば1時間の介護サービスの単位が45分に短くなって困ったというのに関連するんですが、そのあたりもう少し職員さんが忙しくてなかなか行きにくいのもかもしれませんけれども、様子見にこんにちとは最近どうしておられますかという訪問活動も、特にこれは思うような方だけでも構いませんから、ちょっとやってもらえませんかやろかね。そうしないとちょっと続くんじゃないかと心配してい

るんです。どうですか。

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 個々具体的なお話になっておりますけれども、大変難しい話かと思えます。ただ、サービス利用の現場において、何か不具合といえればあれですけれども、支障等が出た場合、当然議員も御存じのように、これは御本人とサービス利用者の私的契約の上で成り立っているものです。とはいえ、その中のサービス利用に当たって事業者のほうに何か不都合があつて、利用者のお方が御迷惑がかかっているというようなことがあるならば、それは当然保険者としてサービス提供者、事業者に対しての指導をしていくべきものだ、まず一つ思います。

それに当たって、今回というか、調停といいますか、第三者機関として県のほうに申し出る機会も当然あるわけですが、それは県の福祉協議会のそういう委員会としての裁量の中で運営をされておられます。ただ、その中では委員会としては委員会の委員さん、または町、当事者のお二人の中で事情をしっかりと確認して、その中でサービス利用がうまくいく、御本人も納得していただける、また事業者も納得するというような内容での話し合いの場を設けているということと理解をしています。ただ、その場に何らかの事情でお越しになれないということも当然一般的には考えられることだと思います。その辺については、御家族の方が代理で来られるとか、いろんな方法があるとは思いますが、それとてまかなわれない場合については、当然個別のお話も今後考えていくことができるのかなあというふうに思いますが、それは町として個別に考えるということで、その委員会の中でそういうことがやっぱり必要ではないかというふうにも話をさせていただくことは可能かと思えます。

あと、個々にそういう事情については、それに至るまでの間に町として訪問して説明をするということも大事ではないのかというお話、それについては当然人的なこともあります、これはいいことではないけれどもありますし、そういう対象の方もたくさんおられることも事実ですので、そういう危惧をされる方については、何らかの形で支援をしていけたらというふうには思いますが。

(議長) 12番、八尾君！ 3回目の質問になりますよ。

(八尾議員) いや、時間ありませんから、もう結構ですが、個別の案件をこんなところで出してもらっても困るなあというのがありますので、それ以上私も個別に申しません。温かく支援をするということでお願いしたいと思えます。生活支援事業のところは、拒否回答ですから、この内容であれば、また議題にしたいと思えます。

4番目の介護支援の1と2を外す件なんですけれども、これ今この要支援1、要支援2の方に投入している町の経費がありますね。あるいは国とか県から受け取っている経費がありますね。それとの関係で、これ外されちゃったらどないなるんですか。もうデイサービスあんた来週からあきませんと、こういうふうになるという可能性だってあるんですけれどもね、どういう方針ですか。大づかみのところで教えてください。

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) それに関しましては、議員も御存じのようになかなかその方向性、枠組み等は示されています。ただ、具体的にどうやっていくのかというのは見えないところで、今後順次出されてくるということだと思います。ただ、町長の答弁にもございましたけれども、しっかりとそのことについては全力で支援をしていくということになると思います。ただ、費用的な面については示されてはおりませんけれども、新聞報道等では国、市町村の持っている部分、約 6,000 億円余りは確保していくというような新聞報道等もございます。ただ、それは単に新聞報道ですので、今後どうなっていくかというのはわかりませんけれども。

(議長) 12 番、八尾君！

(八尾議員) なかなかこれ難しいと思いますけれども、これ恐らく近隣の自治体でも同じ悩みを抱えると思いますから、ぜひ町長、市長さんで集まっていただいて、これはちょっとあかんぞということを国に対して物申すということをお願いしております。

それで、実際問題、ここに書いてあるように対象になる 65 歳以上の人数の中で 16%しか認定されていないと。掛金は勝手に天引きやと。それで使いたいと思っても、いや 1 と 2 は外しますねんと、こんなばかな話があるかといってこれ大問題になります。それで頼んでないからね。掛金、わしの年金から引いてくれやと 1 回も頼んだことあらへんがなど。よその自治体らしいけれども、わし抜きたいですねんと、介護保険から抜かしてくれと、元気やからといって、こういう人もあるそうですけれども。これ、しかし感情の問題になりかねない。どうしますか。

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 大変難しい話だと思います。ただ、町としては今後示される枠組みの中での運営ということになってきますので、その点についてはしっかり御理解いただくように広報と、また窓口での説明等をやっていきたいと思います。

(議長) もうよろしいね。それでは、以上で八尾君の一般質問は終了いたしました。